

大阪公立大学医学部附属病院規程

令和 4 年 7 月 27 日
規程第 567 号

(設置)

第 1 条 大阪公立大学医学部附属病院（以下「病院」という。）を大阪市阿倍野区旭町 1 丁目 5 番 7 号に置く。

(目的)

第 2 条 病院は、大阪公立大学医学部（大学院医学研究科を含む。）における医学の教育、研究及び診療を行うことを目的とする。

(病院長)

第 3 条 病院に病院長を置く。

- 2 病院長は、院務を掌理し、所属員を指揮監督する。
- 3 病院長は、学長の申し出に基づき、役員会の意見を聴いて、理事長が任命する。
- 4 病院長候補者を選考するため、病院長候補者選考会議を置く。
- 5 第 3 項の学長の申し出は、病院長候補者選考会議の推薦に基づき行う。
- 6 病院長候補者の選考は、病院長が次の各号のいずれかに該当するときに行う。
 - (1) 任期が満了するとき
 - (2) 辞任の申し出が承認されたとき
 - (3) その他の事由により欠員となる時
- 7 病院長の任期は 2 年とし、再任は 1 回とする。ただし、前項第 6 項第 2 号及び第 3 号に該当し行われた病院長候補者選考の結果、任命された病院長の任期は、前任者の残任期間とする。

(副院長)

第 4 条 病院に副院長を置く。

- 2 副院長は、病院長が指名し、理事長が任命する。
- 3 副院長は、病院長を補佐し、院務を整理し、所属員を指揮監督する。
- 4 副院長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、病院長の任期を越えないものとする。
- 5 病院長に事故があるとき又は病院長が欠けたときは、あらかじめ病院長が定める副院長がその職務を代行する。

(病院長補佐)

第 5 条 病院に病院長補佐を置くことができる。

- 2 病院長補佐は、病院長が指名し、理事長が任命する。
- 3 病院長補佐は、病院長の指示に従い、病院の運営に係る特定の事項に関する職務を行う。
- 4 病院長補佐の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、病院長の任期を越えないものとする。

(診療科及び部)

第 6 条 病院に別表に掲げる診療科（センターを含む。以下同じ。）及び部（室及びセンターを含む。以下同じ。）を置く。

- 2 先端予防医療部に附属クリニック MedCity(メッドシティ)21（以下「MedCity21」という。）を大阪市阿倍野区阿倍野筋 1 丁目 1 番 43 号に置く。

(部長等)

第7条 各診療科に部長、副部長、外来主任及び病棟主任、各部に部長及び副部長（室においては、室長及び副室長、センターにおいては、センター長及び副センター長。以下同じ。）を置く。

2 必要に応じて、病院に技術監、保健主幹又は保健副主幹、診療科又は部に主査を置くことができる。
（任命）

第8条 部長及び副部長は、大学院医学研究科又は病院の常勤の教職員のうちから、病院長が指名し、理事長が任命する。

2 外来主任及び病棟主任は、大学院医学研究科又は病院の常勤の教員のうちから、病院長が指名し、理事長が任命する。

（職務）

第9条 部長は、病院長の命を受けて所管の事務を処理し、所属員を指揮監督する。

2 副部長は部長を補佐し、部長に事故があるとき又は部長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 技術監、保健主幹、保健副主幹及び主査は、おのおの上司の命を受けて所管の事務を処理し、所属員を指揮監督する。

4 技術監、保健主幹、保健副主幹及び主査の事務分担並びに所属員（前項に規定する職員を除く。）の事務分担は、別に定めるものを除くほか、病院長が定める。

（事務分掌）

第10条 各診療科の事務分掌は、次のとおりとする。

各診療科

- (1) 患者の診療に関すること。
- (2) その他医務に関すること。

2 各部（医療安全センターを除く。）の事務分掌は、次のとおりとする。

中央臨床検査部

- (1) 診療に必要な諸検査（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

中央放射線部

- (1) 放射線又はラジオアイソトープによる検査又は治療に関すること。

病理部

- (1) 生体組織に係る検査及び診断に関すること。
- (2) 細胞に係る検査及び診断に関すること。
- (3) 剖検に関すること。

中央手術部

- (1) 患者の外科手術に関すること。

救命救急センター

- (1) 救急医療に関すること。

集中治療センター

- (1) 重症患者の集中治療に関すること。

リハビリテーション部

- (1) 理学療法及び作業療法による治療に関すること。

内視鏡センター

- (1) 内視鏡による診療に関すること。

人工じん部

- (1) 透析療法に関すること。

輸血部

- (1) 輸血用血液の管理及び検査に関すること。

医療情報部

- (1) 医療情報システムの企画、開発及び管理に関すること。
- (2) 病歴の管理に関すること。

薬剤部

- (1) 調剤及び製剤に関すること。
- (2) 薬品の管理に関すること。
- (3) 薬剤、治療材料及び滋養品に関すること。
- (4) 入院患者の服薬指導に関すること。

看護部

- (1) 患者の看護に関すること。
- (2) 看護師及び助産師の勤務に関すること。

栄養部

- (1) 患者の給食に関すること。
- (2) 患者の栄養の相談及び指導に関すること。

医療機器部

- (1) 診療医療機器、診療材料、手術器具等の医薬品医療機器等法で規制される医療機器に関する操作、購入、管理、払い出し、メンテナンス、洗浄滅菌及び情報管理等に関すること。

臨床研究・イノベーション推進センター

- (1) 臨床研究及び治験等の推進に関すること。
- (2) 医療イノベーションの推進に関すること。

化学療法センター

- (1) 化学療法による治療に関すること。

緩和ケアセンター

- (1) 緩和ケア診療に関すること。

高精度放射線治療センター

- (1) 放射線治療及びその精度管理に関すること。

ゲノム医療センター

- (1) 遺伝医療及び遺伝カウンセリングに関すること。

患者総合支援センター

- (1) 医療相談、医療社会事業及び医療連携に関すること。

国際診療支援センター

- (1) 外国人患者の受入れに関すること。

先端予防医療部

- (1) 予防医療及び先制医療に関すること。
- (2) MedCity21 の運営に関すること。

卒後臨床研修センター

- (1) 初期臨床研修に関すること。

(2) 後期臨床研修に関すること。

3 医療安全センターに置く各部の事務分掌は、次のとおりとする。

医療の質・安全管理部

(1) 医療に係る安全管理に関すること。

(2) 院内における事故の発生の予防及び再発の防止に関すること。

感染制御部

(1) 院内の感染対策に関すること。

新規技術・医薬品審査部

(1) 高難度新規医療技術及び未承認新規医薬品等を用いた医療に関すること。

附 則

(施行日)

1 この規程は、令和4年7月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(最初の病院長の任期)

2 この規程による最初の病院長の任期は、第3条の規定にかかわらず令和7年3月31日までとする。

(病院長の任命)

3 理事長は、選考会議の選出した候補者を任命した又は任命しないとき、その理由を公表するとともに、選考会議の選出した候補者を任命しない場合、役員会にその理由を説明する。

別表（第6条関係）

診療科	総合診療科、循環器内科、呼吸器内科、膠原病・リウマチ内科、生活習慣病・糖尿病センター、腎臓内科、骨・内分泌内科、消化器内科、肝胆膵内科、小児科・新生児科、神経精神科、皮膚科、放射線科、放射線治療科、核医学科、消化器外科、乳腺外科、心臓血管外科、肝胆膵外科、呼吸器外科、小児外科、脳神経外科、整形外科、泌尿器科（腎臓移植）、女性診療科（産科・生殖内分泌・骨盤底医学）、女性診療科（婦人科腫瘍）、眼科、耳鼻いんこう科、麻酔科・ペインクリニック科、形成外科、血液内科・造血細胞移植科、脳神経内科、歯科口腔(くう)外科、感染症内科、ゲノム診療科、リハビリテーション科、病理診断科、臨床検査科、緩和ケア内科、集中治療科
部	中央臨床検査部、中央放射線部、病理部、中央手術部、救命救急センター、集中治療センター、リハビリテーション部、内視鏡センター、人工じん部、輸血部、医療情報部、薬剤部、看護部、栄養部、医療機器部、医療安全センター、臨床研究・イノベーション推進センター、化学療法センタ

	一、緩和ケアセンター、高精度放射線治療センター、ゲノム医療センター、患者総合支援センター、国際診療支援センター、先端予防医療部、卒後臨床研修センター
--	--

大阪公立大学医学部附属病院長候補者選考規程

令和4年7月27日

規程第568号

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪公立大学医学部附属病院規程（以下、大阪公立大学医学部附属病院を「附属病院」という。）第3条第4項に規定する医学部附属病院長選考会議（以下、「選考会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 選考会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 附属病院長候補者（以下、「候補者」という。）の選考に関する事
- (2) その他選考会議の運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 選考会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医学研究科教授会から選出された者1名
 - (2) 病院運営会議から選出された者2名。ただし、2名のうち、少なくとも1名は医師ではない者とする。
 - (3) 役員会から選出された理事1名
 - (4) 経営審議会委員(法人の役員は除く。)のうち、経営審議会において選出された者1名
 - (5) 特定機能病院の管理者又は病院長1名。ただし、過去に特定機能病院の管理者又は病院長であった者を含み、附属病院の病院長又は病院長であった者を除く。
 - (6) 医師会その他地域医療の関係者1名
- 2 前項第3号から第6号までの委員のうち複数の者は、医療法施行規則第7条の3第1項第2号に基づき、病院と特別の関係がある者以外から選任しなければならない。
- 3 第1項第5号及び第6号の委員の任命は、病院運営会議の推薦に基づき選任する。
- 4 委員が選考の対象者となったときは、委員を辞さなければならない。
- 5 委員が前項その他の事由により欠員となった場合は、第1項各号によりすみやかに委員を補充しなければならない。
- 6 委員は、役員会の議を経て、理事長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、理事長が病院長を任命するまでとする。

(議長)

第5条 選考会議に議長を置き、第3条第3号から第6号までの委員から、委員の互選により決定する。

- 2 議長は、選考会議を代表し、会務を掌理する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代理する。

(議決)

第6条 選考会議の会議は、議長が招集する。

- 2 選考会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 選考会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 選考会議は、特に必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴取すること

ができる。

5 この規程に定めるもののほか、選考に関し必要な事項は、選考会議の議を経て議長が定める。

(候補者の資格)

第7条 候補者は次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 日本国の医師免許を有すること。
- (2) 人格が高潔で、学識が優れていること。
- (3) 医療法第10条の2第1項に規定する特定機能病院の管理者としての要件を満たすこと。
- (4) 附属病院の今後について明確なビジョンを持ち、強いリーダーシップを発揮できること。
- (5) 医療の安全の確保のために必要な資質及び能力を有していること。具体的には、医療安全管理業務の経験、患者の安全を第一に考える姿勢及び指導力を有していること。
- (6) 組織管理能力等の附属病院を管理運営する上で必要な資質及び能力を有していること。具体的には、附属病院その他の病院での組織管理経験、病院経営能力並びに高度な医療を司る特定機能病院の管理運営上必要な資質及び能力を有していること。
- (7) 心豊かで信頼される医療人の育成に貢献できること。
- (8) 新たな医療進歩のため、高度の医療技術の開発及び評価、並びに臨床研究の推進に貢献できること。
- (9) 公立大学法人大阪（公立大学法人大阪市立大学及び公立大学法人大阪府立大学を含む。）の理事長を務めた経歴がないこと。
- (10) 大阪公立大学（大阪市立大学又は大阪府立大学を含む。）の学長を務めた経歴がないこと。
- (11) 就任予定日において満70歳未満であること。

(選考会議への推薦)

第8条 選考会議は、次の各号のいずれかに該当する者を対象に選考を行う。

- (1) 選考会議委員を除く医学研究院の教員のうち、病院の部長又はセンター長である者から5名の推薦を受け、かつ推薦されることに同意した者
 - (2) 選考会議委員を除く附属病院及び医学部・附属病院事務局の職員のうち、課長代理級以上の者から5名の推薦を受け、かつ推薦されることに同意した者
- 2 前項に規定する推薦は、推薦代表者が大阪公立大学医学部附属病院長候補者推薦書（様式第1）（以下「推薦書」という。）に被推薦者の同意書（様式第2）、所信表明書（様式第3）及び履歴書（様式第4）を添えて、選考会議に対して行う。
- 3 選考会議は、前項の規定により推薦される者以外に2名以内を選考対象に加えることがある。
- 4 前項の規定により選考対象者とする場合、当該選考対象者は第2項に規定する書類のうち、所信表明書及び履歴書を提出しなければならない。
- 5 教職員は複数の候補者を推薦することはできない。

(選考方法)

第9条 選考会議は、提出書類等により選考を行い、候補者を選出する。

2 選考会議は、プレゼンテーション及び面接を実施することがある。

(候補者の決定)

第10条 選考会議は、複数の候補者又は第7条の資格を満たす候補者が1名である場合は当該候補者を選出する。

(選考過程等の公表)

第 11 条 選考会議は、医療法施行規則第 7 条の 3 第 1 項第 3 号に基づき、選考結果、選考過程及び選考理由をすみやかに公表しなければならない。

(事務)

第 12 条 会議に関する事務は、医学部・附属病院事務局人事課が行う。

(施行の細目)

第 13 条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行日)

1 この規程は、令和 4 年 7 月 27 日から施行する。

(旧規程の取扱い)

2 大阪市立大学医学部附属病院長選考会議規程及び大阪公立大学医学部附属病院長選考規程は廃止する。